

トラック運送事業者の皆様へ

保有車両数が5両未満の営業所でも
運行管理者の選任が必要となります！

平成25年
5月1日から

1. 選任しなければならない運行管理者の人数

適用時点	平成25年4月30日以前	平成25年5月1日以降
保有車両数		
5両未満	<u>0人</u>	<u>1人</u>
5両以上 30両未満	1人	
30両以上 60両未満	2人	2人
60両以上 90両未満	3人	3人
⋮	⋮	⋮

※90両以上の場合、選任しなければならない運行管理者数は次の計算による。
営業所の配置車両数（被けん引車を除く）÷30（1未満の数値は切り捨て）+1

2. 選任の期限

以下の**期限日**までに、運行管理者を選任してください。

※運行管理者は、「**運行管理者資格者証**」の交付を受けている者から選任してください。
選任の手続等については、裏面をご覧ください。

平成25年3月29日以降に5両未満への減車
が行われる営業所

期限日

平成25年4月30日まで

平成25年3月28日時点で5両未満
となっている営業所

期限日

平成26年4月30日まで

！ **期限日**を過ぎても運行管理者の選任が確認できなかった場合、
法令に基づき、行政処分の対象となります！！

(注) 専ら霊きゅう自動車、一般廃棄物の収集のために使用される自動車または急便業者の行う輸送に係る自動車を管理する営業所、離島に存する営業所については、保有車両数が5両未満である場合、引き続き、運行管理者を選任する義務はありません。



3. 運行管理者の選任にあたっての必要な手続

○運行管理者の選任について

運行管理者届出書

- ① 会社内で、運行管理者資格者証の交付を受けている者から運行管理者を“**選任**”
- ② “**選任**”した日から**1週間以内**に、所定の「運行管理者届出書」に必要事項を記載の上、静岡運輸支局保安担当へ届出

※「**運行管理者届出書**」は静岡運輸支局HPからダウンロードできます

●運行管理者届出の留意事項

- 運行管理者の選任を届け出る場合は、選任された運行管理者の「運行管理者資格者証」の写しを添付してください。
- 営業所ごとの選任となりますので、営業所ごとに3枚の届出をお願いします。
- 郵送で届け出る場合は、返信用の封筒を忘れずに同封してください。

【届出書】 <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/shizuoka/todokede/seibi/hoan02.pdf>

【記入例】 <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/shizuoka/todokede/seibi/hoan14.pdf>

○運行管理者資格者証の取得について

運行管理者資格者証は、「公益財団法人 運行管理者試験センター」が実施している「運行管理者試験」に合格する等により取得可能です。
詳しくは、静岡運輸支局へお問い合わせください。

(注) 既に必要な運行管理者を選任し、届出している場合には、制度改正に伴う新たな手続きは不要です。

※運行管理者の選任に関し、ご不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

中部運輸局静岡支局 整備担当 電話：054-261-7622